

Title	英核抑止力の将来：トライデント代替策レビューから
Sub Title	Current debates on the future of Britain's nuclear deterrent: the Trident Alternatives Review and beyond
Author	鶴岡, 路人(Tsuruoka, Michito)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2014
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.87, No.5 (2014. 5) ,p.35- 67
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20140528-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英核抑止力の将来

——トライデント代替策レビューから——

鶴岡 路人

- はじめに——代替策論議の背景とTAR
- 一 核兵器国としての英国の特徴
 - 二 「最小限抑止」における抑止所要
 - 三 代替「体制」——SSBN優位の確認とコスト
 - 四 代替「態勢」——CASDを維持するのか
 - 五 TAR後の論点
 - 六 英核抑止力の将来が有する国際的影響
おわりに

はじめに——代替策論議の背景とTAR

英国の核抑止力⁽¹⁾の将来が再び大きな議論の対象となっている。二〇一三年七月一六日、アレクサンダー (Danny Alexander) 英首席財務担当大臣は、「トライデント代替策レビュー (Trident Alternatives Review⁽²⁾ 以下TAR)」を発表した。英国は今日、ヴァンガード (Vanguard) 級原子力潜水艦 (SSBN) 四隻を保有し、それらに潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) のトライデント (Trident

II D5) を搭載することで、独自の核抑止力を維持している。⁽³⁾ 四隻のうち一隻は常に航海し、パトロールが継続されていることから、「常時航海抑止 (Continuous At-Sea Deterrence、以下 CASD)」態勢と呼ばれる。⁽⁴⁾

一九九四年に実戦配備が開始された現行の SSBN は、当初二五年の耐用年数で設計され、二〇一〇年代末の退役が想定されていたが、延命措置により、最終的に二〇二〇年代末 (二〇二八年想定) まで使用されることになっている。新型 SSBN の設計から建造、そして実際の運用開始までには一七年かかるとされているため、二〇一一年から後継艦に関する本格的な準備作業が開始されている。今回の TARR は、二〇二〇年代末以降の英国の核抑止力として、四隻の SSBN に SLBM を搭載し、CASD を維持する現行の体制・態勢以外の代替策の可能性を検討したものである。

重要な装備の更新にあたって、さまざまな代替策を検討するのは当然であろう。しかし、今回の TARR の背景は、極めて政治的である点にまず留意が必要である。二〇一〇年五月に発足したキャメロン (David Cameron) 政権は保守党と自由民主党 (自民党) の連立政権だが、核抑止力の後継体制・態勢について、両党の間で見解が異なるので

ある。保守党が現状維持的な更新——四隻の SSBN による「like-for-like」と呼ばれる更新——を主張するのに対して、自民党は、核抑止力の維持自体には基本的に同意しつつ、隻数を減らすなど、より安価で柔軟な代替策があるはずだとの主張である。

この溝が埋まらないなかで、二〇一〇年五月の連立合意文書では、「我々は英国の核抑止力を維持するとともに、トライデントの後継については、予算面での効率性 (value for money、以下 VFM) を確保するための検証を行う。自民党は代替策の主張を続ける」とされた。⁽⁶⁾ 前段の予算効率性については、政府部内で「VFM レビュー」が実施された。その結果の詳細は公表されていないものの、同年一〇月に発表された「戦略防衛・安全保障レビュー (Strategic Defence and Security Review、SDSR)」⁽⁷⁾ に反映された。加えて、連立文書を受け、自民党主導のプロセスとして開始されたのが今回の TARR である。ただし、報告書自体は技術的な要素を多く含むため、内閣官房 (Cabinet Office) が中心となり、実際には国防省の支援を受けて作成された。それでも、報告書作成のプロセス自体の政治的性格は否定できない。そのため、政府の報告書として作成されたものの、政府の政策を示すものではないと

され、その発表には国防省が強く抵抗したと伝えられた。⁽⁸⁾ さらに保守党のキャメロン首相は、T A R 発表の日の声明で、「S D S R で示された政府の政策に変更はない。我々は常時抑止態勢を維持し、新たな弾道ミサイル搭載潜水艦建造の準備を進める⁽⁹⁾」と述べ、T A R とは距離を置く姿勢を明確にしたのである。また、政党間で合意に至らなかった問題に関して、官僚による報告書を作成して評価を行うというプロセス自体、今回の特徴だったといえる。

T A R の目的は厳密に規定されており、以下の三つの問いを検討するものとされた。(一)潜水艦にもとづく抑止力以外に信頼に足る代替策はあるか、(二)例えばアスチュート (Astute) 級潜水艦に巡航ミサイルを搭載する等、現行の提案以外の信頼に足る潜水艦にもとづく代替策はあるか、(三)C A S D 以外に信頼性を保つことのできる抑止態勢はあるか。⁽¹⁰⁾ 別のいい方をすれば、それ以外の問題は T A R の対象から除外されたのである。

ここで留意すべきは、前述の連立合意文書からも明らかなどおり、保守党も自民党も(そして最大野党の労働党も)核抑止力の維持自体には合意している点である。つまり、今日の論点は、核抑止力を維持すべきか否かではなく、どのように維持するかというものである。さらにいえば、

以下本稿で議論するとおり、今回の T A R によって S S B N 搭載の弾道ミサイルによる体制 (system) 以外に有効な選択肢がないとされた以上、焦点は、建造隻数および運用態勢 (posture) になる。また、ここでいう代替策の条件は、「より安価な」という点であることも最初に確認しておく必要がある。つまり、核抑止力の能力向上を目指していないのはもちろんのこと、他方で、中長期的なさらなる核軍縮のために、より高いコストを負担する用意もないのである。

このような政治の状況は、世論調査に示される国民の見方を概ね反映しているようである。二〇一三年四月に実施された「YouGov」による核兵器に関する世論調査では、国民の三二パーセントが現行の四隻体制・態勢での更新を、三四パーセントがより安価な代替策を、そして二〇パーセントが核兵器の放棄を支持した。そのうえで、もしより安価な代替策がないとした場合に、四隻体制・態勢を支持したのは五六パーセント、放棄を支持したのが二九パーセントであった。⁽¹¹⁾ 厳しい財政状況下で、より安価な代替策への支持は高いものの、英国が核兵器を放棄することへの支持は必ずしも広まっていないように見える。

ところで、これら一連の課題について、「トライデント

更新 (Trident replacement) 問題という表現は、厳密には適切ではない。もちろん、実際に新 SSBN が就航するまでに、現行のトライデントが新たなモデルに改良されていることは十分に想定される。しかし、トライデント自体の更新が問題になっているのではなく、焦点はそれを運用するプラットフォームとしての潜水艦である。その観点で今日の課題は、本来、「潜水艦更新」問題である。しかし、英国においては、一九六〇年代のポラリス (Polaris) 弾道ミサイル導入の決定以降に顕著であるように、核戦力を運搬手段の名称で表現することが慣習になっている。⁽¹²⁾ 今回も、英国においてはトライデント更新問題という用語が一般的に使用されている。TAR の名称も、その流れで理解できる。そのため本稿でも、厳密さを要する箇所以外では、トライデント更新問題としての言及を行う。

以下本稿では、TAR および関連の英政府文書を手掛かりに、英国の核抑止力の将来の体制・態勢をめぐると整理し検証したうえで、その特徴や影響を分析することにした。特に TAR によって英国内の議論はどのように進展したのか、また英国において見落とされがちな観点として、英国の議論が有する国際的影響に着目する。その前提として、第一節では、核兵器国としての英国の特徴を概観

する。そのうえで、第二節から第四節では、TAR に沿って、英国の核抑止の所要、体制、態勢を順に検討する。それらを受けて第五節では TAR 後の議論の焦点、そして第六節では、英核抑止力の将来が有する国際的影響を検討したい。なお、本稿はあくまでも TAR を中心とした限定的な分析であり、例えば国際的な核軍縮における英国の立場等については議論の対象としない点を予め断っておきたい。それでも、TAR 自体、およびそれを受けての議論からは、英国における核兵器をめぐる主要論点の多くが見えてくる。

一 核兵器国としての英国の特徴

核抑止力の将来をめぐると英国の議論を理解するためには、同国における核兵器に関する議論が、米仏中露といった核兵器拡散防止条約 (NPT) で認められた他の核兵器国と異なる特徴、いわば特殊性を有している点を踏まえる必要がある。核兵器はその名のとおり兵器であるものの、英国においては、その軍事的側面と同等か、あるいはそれ以上に、政治的側面が重視されてきた。あるいは、核兵器の戦略的、軍事的必要性は、政府によって必ずしも明確に示されてこなかったということでもある。

それは、初期においてとりわけ顕著であった。一九四六年一〇月、閣議で核兵器開発が検討された際、コストの観点からは消極的な空気が支配的であったなか、開発決定の最後の一押しとなったのは、「いかなるコストを払ってでも、それ〔核兵器〕を持たないといけない。どえらい英国国旗をその上に立ててやるのだ⁽¹³⁾」という当時のベヴィン(Ernest Bevin) 外相の発言だったといわれている。そしてそれは、第二次世界大戦中、一時は米国よりも進んだ核兵器開発プログラムを有し、米国のマンハッタン計画にも参加した英国の経験に鑑みれば、結局のところ「大国として」自然な決定だったのであろう⁽¹⁴⁾。少なくともその後はそのような認識されるようになる。出発点からして、核兵器開発開始の決定は、その必要性に関する詳細な軍事的、戦略的分析の結果ではなかったといえる。

国際関係における政治的影響力の源泉としての核兵器という考え方は、本稿第六節で再び触れるように、その後も英国において引き継がれている。さらに、そうした機能的側面を超えて、核兵器が、英国のアイデンティティの一部になっているとの指摘もある⁽¹⁵⁾。核抑止力の維持や新兵器システムの導入に関する政府の決定は、当然のことながら、その都度、各種証拠にもとづく合理的な議論によって説明

されるものの、実際には本能的になされている部分が大きいという評価にもつながる⁽¹⁶⁾。長く核政策に関わり、冷戦終結前後に国防事務次官を務めたクインラン(Michael Quinlan) は、歴代政府は「本能の決定(gut decision)を包み隠す論理的説明をつくりあげてきた」と述べている⁽¹⁷⁾。

別のいい方をすれば、それは、例えば核兵器システムの更新にあたって、「何故更新するのか」ではなく、「何故更新しないのか」という観点での議論となり、更新の方のハードルが低くなる構造だということでもある⁽¹⁸⁾。つまり、現状維持は更新であり、説明責任は、更新しないことを主張する側が負わされる構図である。ヘネシー(Deterrence) は、これを、「いまは核兵器を放棄する時期ではない」とのロジックに依拠する「時期が悪い原則(the doctrine of 'unripe time)」と呼んでいる⁽¹⁹⁾。ひとたび保有してしまつた以上、その維持を促す力がはたらくのである。どうしても保持すべき理由がたとえ不明確だったとしても、廃絶するとの決定は、英国の国力や国際社会におけるコミットメントに対する意図しないメッセージになりかねない(ために避けるべき)という考え方もつながら⁽²⁰⁾。

他方で、一九五〇年代以降、英国の核抑止論自体は、戦略論的にも軍事の作戦面でも、精緻化が進められた⁽²¹⁾。抑止

の概念自体、米国よりもまずは英国で検討が進んだ側面からある。それでも、核兵器に関する「本能」にもとづく議論が根強い説得力を持つ背景には、冷戦期においてすら、核兵器保有に関して、軍事的切迫感が欠けていたとの現実があったのではないか。冷戦期から、米国の同盟国が独自核を求める場合、それは米国による拡大抑止の信頼性への疑念の結果だと理解されてきた。フランスがその最も顕著な例である。また、アジア太平洋地域においても、米国の同盟国における独自核開発への欲求や関心と米国による拡大(核)抑止の信頼性の度合いは、常に密接にリンクしてきたのである。²²⁾

しかし、英国はこの点でも事情が異なる。英国の場合は、独自核とはいえ一九六〇年代以降、運搬手段(弾道ミサイル)を米国に依存しており、その基礎は米英間の核協力である。²³⁾ 英国による独自核の保持という要素に着目すれば、米英協力はそれを確保するための手段だと思われるが、同時に、米英協力を維持するために、英国独自の能力が必要との捉え方もあり、目的と手段の関係すら時に逆転する。この妥協の産物が、英国のいうところの「相互依存(interdependence)」——「依存(dependence)」による「独立性(independence)」の確保——である。一九六〇

年代半ばに使われ始め、七〇年代末から特に強調された、西側による核兵器使用決定の「第二中心(Second Centre)」の役割を英国が果たすとの考え方も、米国による拡大抑止の信頼性に疑念が生じた結果ではなく、米国が核報復を躊躇すると「ソ連指導者か」²⁴⁾ 計算違いをしてしまう懸念への対応であった。

結局、本能的にあまりに自然に核兵器国になったことから、英国においては、何故核抑止力が必要かという根源的な部分のロジック、すなわち軍事的・戦略的理由付け、そしてそれに関する国内のコンセンサスが必ずしも強靱ではなく、「嫌々ながらの核兵器国(relegant nuclear power)」²⁵⁾との側面を有し続けることになったのであろう。それは、我々は核兵器を「維持すべきだが、それがそもそも存在しなかったらよかつた」²⁶⁾という見方ともつながる。そうした特徴の結果と考えられる現象のうち、今日まで続く重要なものとして、以下の二点がある。

第一は、核兵器廃絶論者が、国内政治のメインストリームを含めて、常に一定数存在することである。つまり、核兵器の必要性に関するコンセンサスが必ずしも強固ではないのである。一九五〇年代から六〇年代に大きな勢力を有した核軍縮キャンペーン(CND)に象徴される市民運動

に加え、特に労働党内には、核兵器の一方的放棄を主張する議員も少なくなかった。そのため、一九六四年や一九八三年等、下院議員選挙においても核兵器保有の是非は、繰り返し大きな争点になってきたのである。²⁷⁾他方、米国においては、ソ連・ロシアとの核軍縮条約の批准は、上院を中心に大きな論争になってきたものの、核兵器の一方的廃絶の是非が国内政治の中心的争点になったことはない。フランスについても同様であり、核兵器保有は政治的イデオロギーを超えたコンセンサスになっている。

第二に、英国において核抑止力のあり方は、軍事戦略や抑止政策の観点より、予算配分の観点から議論になることが多い。どの国においても、予算上の考慮が大きく存在することは当然だが、英国では特にその傾向が強い。軍事的必要性の切迫感がないために、最終的な焦点は予算配分の問題になりやすいのである。一九八〇年のトライデント導入の決定に関する分析においてフリードマン (Lawrence Freedman) は、英政府は従来、「核兵器の維持についての戦略的必要性を示すのではなく、コストがそれほどかからないことを説明すれば十分だと考えてきた。そのため、コストが大きくなりそうなのが判明すると、それ〔核兵器の維持〕を正当化することが難しくなった」と述べた。²⁸⁾

つまり、英国において核兵器保有の正当性は、軍事的、戦略的見地によるのではなく、コストが許容範囲内であると的事实に依拠するといっているのである。

二〇一〇年SDSRもSSBN体制の維持が最も安価であることを強調し、TARもコスト比較に終始していることに鑑みれば、フリードマンの指摘した傾向に変化はなさそうである。SSBN四隻体制での更新を主張してきた保守党内においてすら、政権を獲得する前の段階では、経済・財政状況の悪化を受けて、二〇〇九年頃に一時、トライデント更新への反対論が相次いで表明された。²⁹⁾これも、英国の核抑止力が、根本的な部分を含めて、いかに予算の文脈で捉えられているかを示している。そして、独自の核抑止力維持に反対する論者の多くが挙げる最大の理由は、一部の平和主義者やイデオロギー的な核兵器廃絶主義者を除けば、コストが高すぎることなのである。

二 「最小限抑止」における抑止所要

英国の核抑止政策の基本を一語で表現すれば、それは「最小限抑止 (minimum deterrence)」である。これは冷戦時代からの同国の基本的な考え方になっている。冷戦期

において最小限抑止は、核軍縮への考慮よりは、国力の限界に起因するものであった。米国と異なり英国は、ソ連との数量的均衡や対称的な抑止体制を構築することが不可能だった。そのため、英国の核政策は、最低限の抑止所要 (requirements) を満たすことが目的とされ、冷戦期においては、ソ連から核兵器による先制攻撃を受けた後でも、第二撃によってソ連に対して「受け入れ難い損害 (unacceptable damage)」を与えることが不可欠とされた。ソ連全土を破壊する能力がないとすれば、「受け入れ難い損害」の象徴は首都モスクワへの攻撃であり、英国はこの能力の確保に傾注したのである。これは「モスクワ基準 (Moscow criterion)」と呼ばれた。そのため、ソ連によるモスクワ周辺へのミサイル防衛 (ABM) の配備を最も懸念したのは英国であり、当時のポラリス・ミサイルの ABM 突破能力向上のために、「シェバリン (Chevaline)」と呼ばれる秘密プログラムに取り組んだのである。それでも、最小限抑止は、ソ連の軍拡にそのまま数量的に対抗する必要のないことを正当化した概念ともいえ、英国の実情に適したものであった。⁽³¹⁾

そのため、最小限抑止の考え方は英国内において——核兵器の放棄を主張する論者を除き——幅広い支持を得てき

た。ただし、この最小限抑止において最も根本的な問題は、「どれだけ持てば十分か」である。敵が明確であれば、冷戦期の「モスクワ基準」のように、具体的なイメージをもって、最低限必要な戦力がある程度数量的に算出可能である。ただしそれも、所要レベルが可変だったために、自動的に必要数のはじき出されていたわけではない。しかも所要の変更は、軍事的分析にもとづくものではなく、コストの観点による可能水準からの逆算だった実態も指摘されている。⁽³²⁾ いずれにしても、今日のように抑止の対象が不明確な状況下では、具体的な所要を計算することの困難さが、さらに増大する。

それでは今日、英国の核抑止力の目的、必要性はどのように説明されているのだろうか。二〇〇六年一月に当時のブレア (Tony Blair) 政権が発表した「英国の核抑止力の将来」白書 (以下、二〇〇六年白書) は、現行のヴァンガード級 SSBN の更新による英核抑止力の維持を打ち出した。核抑止力維持の目的は、将来の不確実性とリスクへの保険であるとされた。同白書に寄せた前文でブレア首相は、「三〇年や五〇年後に世界がどのような状態になっているかを予測することは不可能」であり、「今後長きにわたって、我々の死活的な利益に脅威となる大きな核兵器国が出現し

ないと信じることもできない」と指摘し、核抑止力維持の必要性を説明している。⁽³⁴⁾ただし、想定される脅威に対して核抑止がどのように機能するかに関しては、白書を通じて、明確な説明はなかった。核抑止力自体については、その非脆弱性の肝要さが強調され、これが確保されることで数量的には最小限の抑止力維持で足りるとの指摘がなされたうえで、「世界中のあらゆる (anywhere in the world) 脅威」を抑止する能力の確保が不可欠とされた。⁽³⁵⁾このような表現にならざるを得ないのは、抑止の対象が不明確であるためであり、白書で使われている言葉ではないが、対象を特定しない (できない) との意味で、「関係各位 (to whom it may concern)」型の抑止とも表現される。⁽³⁶⁾

キャメロン政権に交代してからの二〇一〇年のSDSRにおいても、基本的な考え方は踏襲され、長期的な将来を確実に見通せないことから、最小限の効果的核抑止力 (minimum effective nuclear deterrent) を維持するとの方針が示された。他方、「信頼に足る抑止のための最小限所要に関する評価」の結果として、各潜水艦に搭載する最大弾頭数の四八から四〇への削減、作戦上運用可能な弾頭数の一六〇以下から一二〇以下への削減、総弾頭数の一八〇以下への削減、各潜水艦に搭載するミサイル数の削減が

明らかにされた。⁽³⁷⁾これらは、核軍縮への貢献であると同時にコスト削減のための措置でもあるが、「最小限所要に関する評価」の基準——それが従来と異なるのか否かを含め——に関する説明はない。なお、SDSRと同時に採択された国家安全保障戦略 (NSS) において、他の国家主体による英国への核攻撃の脅威は、国家安全保障上の優先順位として第二カテゴリーとされた。より優先度の高い第一カテゴリーには、テロ、サイバー攻撃、自然災害、国際的な軍事危機が挙げられた。国家主体による核兵器の使用は、蓋然性は低い但实际上に行われた場合には影響が大きいとの位置付けになっている。⁽³⁸⁾

TARは、英国の核戦力に求められる所要を、「危機において、短時間のうちに (at short notice)」、広範な標的 (a range of targets) に対して適切な規模で、非常に高い信頼性で核攻撃を実施できる最低限の核抑止力⁽³⁹⁾と定義している。ただし、これは政府の政策の表明では「全くない」との、若干奇異な但し書きが付けられている。⁽⁴⁰⁾第一に、抑止所要の具体的な部分は、非常事態対処計画における核攻撃の標的やその手段の特定と不可分であり、機密度の極めて高い領域だからなのであろう (なおTARには、今回公表されたもの他に、秘密扱いの内部向けの文書が存在

するといわれている)。これまでも、抑止所要の公式な定義が公に示されたことはない。そのため、ここで引用した核抑止力の所要が実際に何を指すのかは推測の域を出ない。第二に、今回使われた抑止所要が、二〇〇六年白書を含め従来使われていたものと異なると見られるとの背景がある。これについては後述する。

それでも、抑止所要に関し、TARがさまざまな代替策の評価をするなかで注目されるのは、地理的にかなり広いおそらくグローバルな核攻撃のシナリオが想定されている点である。射程距離の短い巡航ミサイルのオプションに関しては、攻撃目標のより近くに展開して発射する必要があり、その場合の展開に際して諸問題が存在すること、また航空機による核戦力に関しては、空中給油の必要性や(空中給油機が予め)前方展開するための海外基地の可否について言及されている。⁽⁴¹⁾核攻撃の標的として、英国から地理的に近いロシアのみならず、英本土から遠く離れた国を考慮していることが示唆されている。ただし、この点は既述のとおり、二〇〇六年白書において、「世界中のあらゆる脅威」との言及があることに鑑みれば、新しい要素ではない。実際、キャメロン首相は、核抑止力を維持する必要性を説明するなかで、北朝鮮の脅威に言及している。⁽⁴²⁾

なお、TARにおける抑止所要の「危機において」とは、自ずと核兵器の使用が検討され得る状況を指しており、これまでの英政府の方針を踏まえれば、それは、「英国、およびNATOの同盟国の自衛のための極限状況」ということになる。また、英国がこれまでに表明している消極的安全保障に照らせば——ただし、「先行不使用」は採用していないため、厳密にはそれに限定されないもの——核兵器の使用が検討され得る主たる状況は、核攻撃を受けたときである。⁽⁴³⁾そのため、ここでいう抑止の所要として求められているのは、実質的に、英国(ないし他のNATO諸国)が核兵器による攻撃(第一撃)を受けたときでも残存し、反撃できる能力ということである。

ただし、TARにおいて採用された抑止所要と二〇〇六年白書のそれについて、チャーマーズ (Malcolm Chalmers) は、「顕著に異なる」と指摘しており、これには留意が必要である。二〇〇六年白書は、「非脆弱性と即応性」という項目のなかで、「全面的核攻撃」を含む「どのような先制攻撃に対しても」対応しなければならず、「長期にわたって高い即応性を維持する能力を有する」ことが必要であると⁽⁴⁴⁾いた。TARにおける抑止所要の定義は、特に二〇〇六年白書のいう「長期にわたって高い即

応性を維持する能力」について曖昧にされ、その結果、後述のように、CASDによらない新たな態勢の検討が可能になったのである。TAR自体、分析対象となるオプションを過度に制約しないために、「短期間」での対応や、「非常に高い信頼性」での反撃等を意図的に定義しなかったと述べている。⁽⁴⁷⁾

抑止所要をどこに設定するかは、極めて大きな問題である。この定義次第で、代替策の有効性の評価が左右されるからである。抑止の所要を高く設定すれば現行の体制・態勢に有利にはたらくし、そもそも、現行の体制・態勢は、定義上、抑止所要を満たす最小限の抑止力だったはずである。そうであれば、所要の設定を変更しない限り、求められる核戦力のレベルを変更することも難しい。⁽⁴⁸⁾ もし体制・態勢の縮小（軍縮）の方向に進むのであれば、所要の部分——所要自体、ないし所要を満たすための必要兵力の算定方法——を引き下げる必要がある。今回TARで示された抑止所要の定義についても、要求がまだ高すぎるとの批判が提起されている。⁽⁴⁹⁾ 他方で、たとえTARによる抑止所要が二〇〇六年白書と比べて低く設定されているとしても、上述のとおり、それは政府の政策の表明ではないとされている。そうであれば今後は、TARで見られたような抑止

所要の変化、あるいはより一層の引き下げが政府の方針として決定されるか否かが注目される。

三 代替「体制」——SSBN優位の確認とコスト

さてTARで検討された代替策（体制）の評価結果である。TAR作成にあたっては、当初七〇〇もの選択肢がリストアップされ、そのなかから非現実的なものが除かれ、現実的な選択肢が検討された。⁽⁵⁰⁾ そこではまず、核戦力が、「ブラットフォーム」、「運搬手段」、「核弾頭」の三つの要素に分類されている。ブラットフォームとしては、大型航空機（爆撃機）、戦闘機、洋上艦艇、攻撃型原子力潜水艦（SSN・垂直発射および水平発射）、SSBN、地上発射装置（サイロ）が挙げられた。これらに配備する運搬手段として、ステルス性巡航ミサイル、超音速巡航ミサイル、重力落下型爆弾、トライデント弾道ミサイル、さらに、核弾頭として、巡航ミサイル用弾頭、重力落下爆弾、軽放射能巡航ミサイル用弾頭、トライデント巡航ミサイル用弾頭が検討された。これらの組み合わせで核戦力の体制が構築される。

ただし、実際の組み合わせ可能性には制約があり、(一) 巡航ミサイル搭載の大型航空機、(二) 巡航ミサイルなし重力落下型爆弾搭載の戦闘機、(三) 巡航ミサイル搭載の洋上艦艇、(四) 巡航ミサイル搭載の SSBN、(五) 弾道ミサイル搭載の SSBN、(六) 弾道ミサイルの地上配備、に大別された。それぞれに関して、核戦力としての信頼性・実効性、開発に要する期間の長短を含む技術的可能性、そして開発・配備コストの観点から検討が行われた。⁽⁵¹⁾

焦点であったコストに関して、結果として SSBN の優位性が明確となり、それ以外の選択肢は、軒並み SSBN よりも高価とされた。ただし、今回のコスト試算は、想定経費の積み上げによるものではなく、諸オプション間の比較を目的とした指標的なものである。⁽⁵²⁾ そのため、比較のための表は複数提示されているものの、具体的な数値は TARR 本文には出てこない。コスト面で SSBN が優位に立った背景としては、大きく分けて以下の三点が指摘できる。

第一に、新たな兵器システムを独自に開発するには多額の子算が必要となる。特に巡航ミサイルの新規開発と、弾道ミサイル地上基地の新設には多大なコストがかかると指摘された。

第二は、新たなシステムの開発には長い時間がかかり、

二〇二〇年代末に予定される現行のヴァンガード級 SSBN の退役に間に合わないことである。そのため、例えば巡航ミサイル搭載の SSBN オプションには、二〇二〇年代末の現行 SSBN 退役から、二〇四〇年と想定される新体制の運用開始までの「つなぎ」として、SSBN を二隻建造する費用が計上されている。⁽⁵³⁾ それゆえ、SSBN 以外のオプションの想定費用が大きくなっている点には注意が必要である。SSBN 以外の体制、例えば巡航ミサイル用の新たな核弾頭の開発と配備に本当にそこまでの時間を要することについては懐疑的な声もあるが、より短期間で可能であることを証明することも困難なのが実情である。アレクサダー担当大臣自身、開発期間に関して最初に聞いたときは驚いたが、その後の担当者による説明で納得したと述べている。⁽⁵⁴⁾

第三に、これまでの二点と関連するが、今日における英国の核兵器インフラは、特に核弾頭に関して現行の体制に最適化されており、他の体制に移るには多額の新規投資が必要になることである。英国の核抑止力は、一九九〇年代後半以降、弾道ミサイルのみの体制で維持されてきたことから、他の運搬手段に適した核弾頭の開発・製造には容易に対応できない。最小限抑止ゆえ、現行の体制以外の選択

肢を新規に採用する場合には、ハードルが高くなる構造にある。

開発期間（配備開始可能時期）、コスト、現行インフラとの整合性等を組み合わせた結果、現行体制よりも有利な代替策はなく、最も信頼できる体制は、更新されたSSBNへの弾道ミサイルの搭載だというのがTARの結論である。報告書は、TARで検討の代替策について「それらの代替体制・態勢のなかで、現行のCASD態勢と同等の強靱性を提供し、あらゆる状況における迅速な対応を保証するものは皆無⁽⁵⁵⁾」だと述べている。

ただし、例えばここでいう「同等の強靱性」を求めるかどうかは、前節で触れた抑止の所要にかかわる問題であり、最終的に政治判断の範疇である。現行の所要水準が絶対かつ不変なわけではない。そのためTARは、巡航ミサイルのオプションの選択が可能か否かは、(一) あらゆる状況において英国が独自に抑止できる対象が減少すること(二) 主要な核兵器国に対しては、核兵器を保有する同盟国とともに行動することしか抑止できなくなるかもしれない)、(二) 現行体制に比べての脆弱性の大幅な増大、(三) 特に前方展開基地が必要となった際の作戦上の複雑さの拡大、を受け入れることができるかの政治判断次第で

あるとの指摘を行っている。⁽⁵⁶⁾ その意味ではTARが述べるように、「代替策は存在する」⁽⁵⁷⁾ のであり、報告書自体がSSBN以外の選択肢を全面的に否定しているわけではない。繰り返しになるが、TARは政策提言を目的としたものではなくだったのである。

もともと、上述三つの厳しい条件の受け入れを強いられるとされた巡航ミサイルのオプションが、TARの評価のとおりコスト面でも不利だとすれば、英国政府としてそれを追求すべき理由は皆無になる。冒頭で述べたように、「より安価」というのが代替策の条件だったからである。そのため、唯一現実的な選択肢はやはりSSBNの更新であり、選択肢が複数存在するとすれば、残された課題はそれを何隻建造するかになる。

なお、TARにおける代替策の検討は、公表されたものとしては史上最も詳細なものであるが、代替策の検討自体はTARが初めてだったわけではない。この点は改めて指摘しておく必要がある。前述の二〇〇六年白書において、SSBNへの巡航ミサイル搭載体制の更新に加えて、大型航空機ないし水上艦艇への巡航ミサイル搭載、地上への巡航ミサイル配備が代替策として検討され、「信頼に足る代替策でより安価なものはない」⁽⁵⁸⁾ との結論に到達し

ていた。それを受けて、同白書は政府の方針としてSSBNの更新を明示したのである。公表された個々の代替策の評価については、TARの方がはるかに詳細であるが、二〇〇六年白書作成に際しても、それら代替策について政府内部では詳細な評価作業が行われていたはずである。自民党は、当時の検討が不十分だったとの問題意識からTARを求めたわけだが、ハード面の議論はすでに出尽くしていたのであろう。加えて、二〇一〇年五月発足の現政権になつてからも、同年一〇月のSDSRに向けて、政権発足直後から、冒頭で触れたVFMレビューが実施された。ここでは、新型SSBNの建造を前提として、推力システム、建造隻数、配備ミサイル数、配備弾頭数等に関するコスト評価が行われ、コスト削減が目指されたのである。現行SSBNの延命措置もその一環であつた。⁽⁵⁹⁾

SSBN搭載の弾道ミサイル以外の選択肢の検討に関しては、さらに長い歴史がある。一九八〇年にトライデント弾道ミサイルの導入を決定した際に当時の保守党サッチャー(Margaret Thatcher)政権が発表した文書「将来の英国の戦略核抑止力」⁽⁶⁰⁾においても、すでに航空機や洋上艦艇、通常型潜水艦への巡航ミサイル搭載や、弾道ミサイルの地上配備等のオプションが検討され、いずれも脆弱性

やコストの面から否定されていた。サッチャー政権は、一九八二年と一九八七年にもこの問題に関する文書を発表し、弾道ミサイルの優位性が示された。⁽⁶¹⁾これらの代替策の検討結果は、時代を越えて極めて一貫している。英国の地理的条件と国力の現実、そして抑止政策の基本が変化しない以上、現実的な選択肢は自ずと限定されるのであろう。

それでも、TARにおいて新しい点は、兵器システムの検討に加えて、運用態勢の代替策に正面から取り組んだことだといえる。二〇〇六年白書では、予見し得る将来においてはCASDを維持するべきとの結論を示しているものの、それ以上の分析や説明はなかつた。⁽⁶²⁾今回のTARでは、次節で検討するように、この問題をより詳細に論じている。一連の代替策の検討において、特段の説明もなく、当然のように中心的要素と位置付けられているのがコストである。つまり、繰り返しになるが、代替策の模索とは、信頼性と実現性を確保したうえで、「より安価」な選択肢があるか否かの検証である。政府債務の増大、そのなかでの国防予算の削減という現実を踏まえれば、全体の考慮事項のなかでコストの比重が増大することは避けられない。しかし、英国の核抑止力の将来をどこまでコストの観点で決定すべきかとの問いに答えることは、実際には容易ではない

だろう。また、コストと他の考慮との相対的優先順位も自明ではない。

前述のとおり、TAR本文には具体的な数字は出てこないが、SSBNの四隻建造と三隻建造の差額は、二〇六〇年頃までのライフサイクルコストで四〇億ポンド（七〇〇〇億円）程度とされる。しかもTARによれば、その差額の多くはSSBNの建造時期と初期運用期間にあたる二〇二五年から三五年に発生する。新型SSBNの運用が実際に開始されれば、二〇六〇年頃までとされる運用期間中、三隻でも四隻でもコストは大差ないと試算されている。ハモンド (Philip Hammond) 国防相は、大きくない予算削減のために「核兵器搭載の潜水艦を削減してパートタイムの抑止力にしようというのは、誤った経済的考え方だ⁽⁶³⁾」として、四隻を三隻にしたところで、年間五六〇〇万ポンド、国防予算の〇・一七パーセント以下の節約にしかならないと主張している。合計では一七億ポンドの差額になる。

なお、四〇億ポンドと一七億ポンドの相違は、前者がライフサイクルの毎年の想定差額の累計であるのに対して、後者は、それらを今日の価値に換算した値 (Net Present Value: NPV) であることに⁽⁶⁴⁾よる。どちらとも間違った数字ではないが、差額を大きく見せて三隻を主張したい自民

党は四〇億ポンドを、また、差額の小ささを強調して四隻を主張する保守党（特に前述のハモンド国防相）は一七億ポンド（さらにそれを各年に割って五六〇〇万ポンド）の数字を使っているのが実状である。ただし、たとえ大きい方の四〇億ポンドを差額だとしても、それは、七〇〇億から八〇〇億ポンドとされる全体のコストの五パーセント程度である。そして、例えば、七〇〇億ポンドの予算は確保できても、政治および安全保障面の必要性にもかかわらず、七四〇億ポンドは問答無用に不可能という状況は、現実にはおそらく発生しない。つまりこれは政治判断である。このどちらを選択するかは、純粹にコストだけで判断できるものではなく、いずれを主張するにしても、コストに加えて政治的な意義付けが必要になる⁽⁶⁵⁾。

四 代替「態勢」——CASDを維持するのか

その政治判断が直接問われるのが、ハード面の体制と組み合わされる運用上の態勢の選択である。TARでは、オプションとして、(一) 常時抑止 (continuous deterrence)、(二) 焦点抑止 (focused deterrence)、(三) 維持抑止 (sustained deterrence)、(四) 対応抑止 (responsive

deference)」、(五)保持抑止 (preserved deterrence) の五種類を挙げている。⁽⁶⁶⁾ (一) から (五) に向かうにしたがって継続性と即応性が低下する。T A R では、前節で見た各体制の選択肢をこの五つの態勢に当てはめた場合に、どのような問題が生じるかが検討されている。繰り返しになるが、C A S D 以外の態勢の可能性を提示したことが T A R の新しいところである。⁽⁶⁷⁾

五つの類型が示されているものの、英国における実際の政策論争においても、焦点が、常時抑止かそれ以外の態勢の選択であるのは明らかである。T A R のいう常時抑止は、C A S D として英国が一九六九年以降実施してきたものであり、急激な情勢の変化への対応、非脆弱性 (第二撃能力) の確保の観点で、最も信頼性の高い態勢であると評価されている。その他の常時でない (non-continuous) 態勢においては、例えば潜水艦による抑止の場合、敵による「予兆のない攻撃の可能性が極度に低いとき」に、展開の間隔を空けることになり、逆に危機の際には「連続的な展開 (back-to-back patrolling)」を一定期間維持することが想定されている。⁽⁶⁸⁾

常時抑止は地上配備の弾道ミサイルによっても可能だが、非脆弱性の確保の観点で地上配備は不利と結論付けられて

おり、この問題は、結局のところ S S B N 何隻で C A S D が維持できるかという点に集約される。今回の T A R では、機密情報にもとづくモデリングの結果、三隻では不確定要素が多く、長期の運用を考えた場合に、C A S D を維持することは困難との判断が示された。⁽⁶⁹⁾

ただし T A R は、当初から政策提言をするものではないとの位置付けで作成されている。そのため、C A S D を維持すべきだとも、放棄すべきだとも確定的には述べていない。技術的な評価として、C A S D を維持するためには S B N が四隻必要であるとの判断を示し、それ以外の体制・態勢では、現行と同程度の信頼性を保つことは不可能であると指摘したにとどまる。⁽⁷⁰⁾

C A S D を必要条件と考える立場からすれば、T A R によって、現行の体制——「like-for-like」の更新——以外の選択肢は存在しないことが明らかになったといえる。その意味で、T A R は自民党にとつて極めて厳しい内容であるとの評価ができる。⁽⁷¹⁾ 他方で、C A S D を与件としない立場に舵を切るのであれば、T A R では C A S D 以外の態勢の可能性が示されたため、アレクサンダー大臣が述べたように、「T A R は信頼に足る現実的代替策の存在を明らかにしている」との主張も可能である。特定の政策提言を目的

とするものではなかっただけに、T A R Rの解釈や使い方はどうしても幅がでてしまう。

T A R Rは、C A S Dを放棄し、常時でない態勢に移行するか否かは、以下の三点に関して政治がどこまで確信を持つことができるかにかかっていると指摘している。それは、(一) 英国の核抑止の警戒態勢が低いときに潜在的な敵対国が前兆なしに攻撃してくることはない、(二) 予兆・警告を受け、緊張が高まる前に連続的な展開に移行できる、(三) その連続的な展開は、危機の期間中維持することが可能である、の三つである。⁽²³⁾ T A R Rでは直接的には述べられていないものの、いずれか一つにでも疑問が呈されるのであれば、C A S Dを維持するべきということになろう。特に(一)、(二)に関しては、平時の警戒監視、情報収集および危機発生初期段階での対応が問われることになる。また、危機が発生した際に「連続的な展開」を実施するとして、それをどの程度の期間継続できるかは実際のところ不明であるが、潜水艦の点検等のサイクルを考えると、一年ないし二年が想定されていると見られている(なお、一回のパトロール航海は通常三か月である)。ただし、危機はその期間で確実に収束するのか。例えば二〇五〇年頃に発生するかもしれない危機の性質を現時点で予測するこ

とは不可能である。そもそも、だからこそ、将来の不確実性への究極の保険として核抑止力を維持するというのが政府の判断だった。

なお、近年の議論は、ヴァンガード級潜水艦による現行レベルの強靱性、非脆弱性が当然の前提となっているが、歴史に照らせば、英国の核抑止力が、冷戦期を通じて、現在ほどの強靱性、非脆弱性を一貫して有してきたわけではなかった点も想起する必要がある。潜水艦によるC A S Dを開始したのは一九六九年であり、デタント期に至る冷戦の緊張度が最も高かった多くの時期、英国の核抑止力は未熟な状況にあった。加えて、一九七〇年代の後半は、上述のとおり、ソ連によるミサイル防衛が発達するなかで、当時のポラリス弾道ミサイルのミサイル防衛突破力に深刻な疑問が投げかけられていたのである。そして、一九九〇年代に入ってから——つまり、冷戦が終結し、ソ連の脅威が大幅に縮小してから——トライデント弾道ミサイルによって、より強靱で非脆弱な核抑止体制・態勢が確立したというのが、何とも皮肉な英国の現実だったのである。もちろん、一度達成し長く継続してきたレベルを引き下げる決定は、政治的に容易ではないだろう。加えて、弾道ミサイルが主流になる前と後とでは求められる非脆弱性のレベ

ルが異なることも事実である。それでも、現行の体制が選択されたのは新冷戦さなかの一九八〇年である。核抑止力を保険だと考えるのであれば、その内容は、何よりもまずは英国の認識する脅威のレベル、そして国際環境の変化、およびそれに費やすことのできる予算の制約によって可変であると考ええる方が、本来はむしろ自然なのかもしれない。

五 T A R 後の論点

今回の T A R によって、S S B N への弾道ミサイル搭載以外の選択肢が改めて否定され、論点が S S B N の建造隻数と運用態勢に集約されたことは、議論の大きな進展であり、T A R の実質的成果だといえる。今後の論点としては、第一に、C A S D を維持する必要があるか否か、そして第二に、改めて問われる可能性のあるものとして、本当に三隻では C A S D の維持が不可能なのか、ということになる。

C A S D 維持の必要性は、T A R によれば、上述のとおり、前兆なしの攻撃はないこと、必要な際に連続的展開に迅速に移行できること、危機の間中は連続的展開を維持できること、について政治指導者と軍がどこまで確信を持

てるかにかかっている。核抑止政策の分析としては極めて論理的な主張であるが、このように厳密な問題設定をする以上、現状変更へのハードルはどうしても高くなる。加えて、英核抑止政策の柱との位置付けで一九六九年から維持されてきたものを放棄する決断が、政治的に容易でないことは想像のつくところである。実際、T A R 発表と同じ日には、保守・労働両党の元国防相五名と元英軍参謀総長二名が連名の書簡を公表し、C A S D の維持を訴えた。⁽⁷⁴⁾

C A S D 維持の背景には、英国の核抑止力が、一九九〇年代後半に航空機搭載の重力落下型爆弾が撤廃されて以降、S S B N のみによって担われている事実も作用している。単一の兵器システムに依存している主要核兵器国は英国のみである。そのため、当該システムの非脆弱性確保への意識が他国と比べても高くなるとの側面がある。それゆえに C A S D に固執せざるを得ないとすれば、何とも皮肉なことかもしれない。

それでも、T A R を受け、そもそも C A S D とは何だったのか、そして C A S D 以外の態勢では本当に抑止力の信頼性が保たれないのか等についての専門家による議論が活発化している。そこでの主な論点は、一隻の S S B N も航海していない時期に英国への先制攻撃の誘惑がどこまで高

まるのか、そして、そうした攻撃は何の予兆もなしに行われるのか等であり、C A S D以外の態勢の実際の運用態勢と抑止効果についての詳細な検討が求められている。⁽⁷⁵⁾ その際に、T A R Rが示した五つの類型は議論の出発点として有益である。

実際の運用に関しても、すでにさまざまな議論が提示されているが、例えば、C A S D以外の態勢とした場合に、「いつ航海させ、いつ航海させないか」の意思決定メカニズムを新たに構築する必要がある、これが実は最も難しい課題であるとの指摘がある。⁽⁷⁶⁾ 英当局にとってのC A S Dの利点の一つは、日々の情勢への対応を考慮することなく、基本的には同じことを繰り返していればよいことであった。⁽⁷⁷⁾ 状況に応じた展開という経験がないのである。⁽⁷⁸⁾ 一隻も航海させない時期が生じる以上、それをいつにするかは、単に整備等の都合で技術的に決まるものではなく、国際情勢の評価と判断が必要になる。そのため新たな意思決定メカニズムの創設には、当然のことながら一定の費用がかかる。また、C A S Dの要否に関する議論において、驚くほど言及されないのは、米国の核兵器、特にS S B Nに搭載されたS L B Mによる抑止力である。次節で検討するバードン・シェアリングの問題、さらには英国の核抑止力の「独

立性」に直結するものの、英国のS S B Nが航海していない期間も米国のS S B Nは航海しており、英国を含むN A T O諸国に対する抑止を提供し続ける事実は変わらない。端的にいうと、英国の核抑止力をめぐる英国内の議論は、英国のみで完結する傾向にある。C A S Dの要否を検討するにあたっては、米国による抑止力、およびそれに関連してN A T Oの抑止態勢とのリンクを改めて考える必要がありそうである。

T A R R後の議論の焦点として、第二に、依然として隻数の問題がある。三隻でのC A S Dの可能性は今回のT A R Rで否定された。しかし、T A R Rにおける三隻と四隻の運用上の比較は、「機密情報による分析」とされているものの、モデリングのための情報は現行S S B Nにもとづくものだったと推定される。後継S S B Nに関する予備的な検討作業は二〇〇七年から、また本格的な設計作業は「イニシャル・ゲート (Initial Gate)」決定の二〇一一年から開始されているが、最終的に建造される新型のS S B Nの具像をもとにしたシミュレーションの実施にはまだ時間がかかると考えられるからである。二〇一〇年のS D S Rの段階では、C A S Dを維持するためのS S B Nの「必要数が三隻か四隻かの最終的な決定は、「新型S S B Nの」設

計に関するより詳細な情報が明らかになった時点で行われる⁽⁸⁰⁾とされていた。この隻数に関する最終決定が、「メイン・ゲート (Main Gate)」決定の最重要事項であり、(二〇一五年と想定される次期下院議員選挙後の) 二〇一六年に予定されている。このスケジュール自体は T A R によっても変更はない。

二〇一六年までには、新型 S S B N の設計の詳細が明らかになっていくはずであり、それにもとづく新たなモデリングを改めて実施することが可能になる。その結果、T A R と異なる判断が示される可能性もないわけではない。二〇一六年のメイン・ゲート決定に際しては、いずれにしても政府部内で詳細な評価が行われるだろう。加えて、次期総選挙後の政権与党次第では、同問題に関するレビュー作業が再び大がかりに実施されることも考えられる。現時点では、四隻体制維持への支持が政府内 (保守党および国防省) では高いといわれているものの、三隻体制での C A S D 維持への圧力は、政治的にも予算的にも、強まることはあっても弱まることはないであろう。なお、二〇一五年には、選挙後の新政権の下で新たな S D S R が作成される見通しである。そこでも、核抑止力、すなわちトライデント更新問題は主たる論点の一つになると見られる。

二〇一五年の選挙に向けて、自民党の一部は T A R を盾に、三隻による抑止体制の実施と C A S D の放棄を主張し、これが総選挙の争点の一つになることも考えられる (連立与党の保守党内で T A R の発表に消極的な意見が根強かった一因は、次の総選挙に向けたこうした可能性の存在だったといえる)。実際、二〇一三年九月の自民党大会でも、

トライデント問題が議論され、C A S D 停止と後継 S S B N の隻数削減の動議が可決されている⁽⁸¹⁾。トライデントの更新自体に反対する勢力による主張は退けられたものの、同党が「緊急時態勢 (contingency posture)」と呼ぶ、平時においては S S B N が核弾頭を搭載せずにパトロールする考え方については、党内でも懐疑的な声があるなど、二〇一五年に向けて党内が一つにまとまっているわけではない⁽⁸²⁾。

与党保守党は、キャメロン首相を筆頭に、現行の四隻体制による C A S D の維持で概ね党内コンセンサスがあるようである。他方、二〇〇六年白書を作成した当時の与党である労働党の立場が、政権交代後どのように変化してきたかについては不明な部分も多い。伝統的に核廃絶論者を多く抱える同党内で、この問題に関して確固としたコンセンサスがあるとは考えにくい。英国においても、現下の内政

上の最優先課題は経済再生であり、核抑止問題が内政の主要争点になる可能性は低い。それでも、トライデント更新問題が国内政治情勢の影響を色濃く受け続けることには変化がないであろう。

加えて、国政の場を含めて核抑止力をめぐる問題をよりオープンに議論しようというのが、二〇〇六年白書を公表したブレア政権、およびTARを作成したキャメロン政権の基本的な方針である。⁽⁸³⁾そしてそれは、従来とは大きく異なる特徴である。英国において核兵器に関する重要な決定は、閣内ですら、首相と一部の主要閣僚のみによってなされてきた伝統がある。⁽⁸⁴⁾ポラリス・ミサイルの改良プログラムであったシェバリンなどは、一九七〇年代の長きにわたって秘密裏に進められ、議会で報告されたのは開発が成功した後であった。⁽⁸⁵⁾今日、政府は核兵器に関する問題をよりオープンに議論するようになったが、冷戦期と比べて今度は逆に、国民の関心レベルが低いという問題を抱えている。

六 英核抑止力の将来が有する国際的影響

最後に、英国におけるトライデント更新議論の国際的影響

響について考えてみたい。ここで検討すべきは、第一に、CASDの将来が他の核兵器国、特に米仏、そしてNATOに及ぼす影響である。第二は、これとも関連して、英国における、核抑止力（核兵器）と国際的影響力との関係についてのディスコースである。

第一に、現在世界中でSSBNによるCASD——そのような呼称を使うか否かは別として、実態としての常時パトロール態勢——を維持しているのは、英国以外では米国とフランスの二か国のみである。NPTで認められた核兵器国のうち、ロシアは今日、SSBNによるCASDは実施していないと見られており、⁽⁸⁶⁾また中国によるSLBM搭載のSSBNの運用はまだ初期段階にあるとされる。⁽⁸⁷⁾米国は、SSBNによるCASDの他に、大陸間弾道ミサイル(ICBM)と核兵器運用可能な爆撃機を常時待機させている。フランスも、SSBNの他に、航空機発射型の巡航ミサイルを有しており、⁽⁸⁸⁾後者の即応度は低いものの、使用可能な態勢が常時維持されている。

これら二か国がCASDの将来に関する英国内の議論を注意深く、そして懸念を持って見守っていることは、それら諸国政府が公にコメントすることはないものの、想像に難くない。いずれの国でも、政策担当者は、英国がCAS

Dを放棄した時の自国への影響を懸念しているのである。特に直接的影響を受けかねないのがフランスである。英国がCASDを放棄すれば、フランス国内でもCASD見直しへの圧力が高まることが予想されるからである。⁽⁸⁹⁾国防予算の削減は、フランスにとっても大きな課題である。米国は、国の規模が大きく異なるため、フランスのような直接の影響は免れると思われるものの、例えば、CASDをめぐる議論がSSBN以外の領域にも拡大して発展した場合に、爆撃機の即応態勢維持への疑問の声が拡大する可能性が、将来的にはあるかもしれない。

これは、CASD放棄の「ドミノ効果」ともいえる問題であり、CASDを維持すべきとの立場から見れば大きな懸念である。他方、核軍縮の流れのなかでCASDを見直すべきとの観点では、英国がCASDを率先して放棄することで、核軍縮——少なくとも、即応態勢の低下によって「核の梯子」を下ること——に向けた新しい国際的潮流をつくることができるかもしれない、ということになる。実際、自民党においては、CASDを放棄することが、国際的な核軍縮に向けた大きな一歩になるとの議論がなされている。⁽⁹⁰⁾

これと関連する問題は、NATOの核抑止態勢において

英国の核兵器が果たす役割である。NATOの戦略概念は、英国（およびフランス）の戦略核を、NATO全体の抑止に貢献するものとして位置付けている。⁽⁹¹⁾また、一九六二年の米英間のナットー協定によるポラリス巡航ミサイルの米国からの導入以降、英国の核戦力はNATOの共同防衛に割り当てられているとの構造になっており、これは、英国の義務であるとともに、同国の核政策の柱として歴史的にも確立している。⁽⁹²⁾

そのため、英国の核抑止体制・態勢の変更は、一国レベルのみでなく、米英関係、さらにはNATOの文脈で考える必要がある。NATOとしての核抑止を支えている三本柱は、米国の戦略核兵器、英（仏）の核兵器、欧州に配備された米戦術核である。⁽⁹³⁾このうち、欧州配備の米戦術核についてはさまざまな議論があり、その将来は不透明である。⁽⁹⁴⁾もし米戦術核の欧州配備が終了することになれば、少なくとも概念的にはNATOの核抑止態勢における英国の核兵器の役割が相対的に高まることになる。他方で、CASDの放棄によって英国の戦略核によるNATOの抑止への貢献が低下することになれば、同じく少なくとも概念的には、同盟全体の核抑止におけるバランスを再構築する必要がある。加えて、米戦術核の欧州配備の将来をめぐる議論に

影響を及ぼす可能性もある。核兵器使用の可能性がそもそも極めて低い現状において、それらの実際上のインパクトはほとんどないと思われるものの、核抑止におけるパートナー・シェアリングの原則に直結する問題であることに変わりはない。また、戦略核のパトリールの観点では、仮に英国がC A S Dを放棄する場合、その分を他国が補うということも考えられる。これに関しては、英仏間でS S B N パトリールを分担する案がこれまでも時折言及されてきたが、現実的な議論には至っていない。軍事的にも政治的にもハードルが高すぎるのである。⁽⁹⁵⁾

T A Rのプロセスにおいて、米、仏、N A T O等との協議は行われなかったと見られている。ただし、これは今回に限った特徴ではなく、英国の核政策は一国レベル、および英米協力の観点で営まれてきた比重が大きく、N A T Oへの割り当てとの原則にもかわらず、英国政府自身、N A T Oの文脈で自国の核政策を協議することにこれまでも熱心ではなかった。⁽⁹⁶⁾ C A S Dに関する議論で既述のとおり、英国における核抑止の議論は、英国のみで完結する比重が高いのである。無意識の部分も大きいと思われるが、「英国の英国による英国のための核抑止力」ということなのであろう。それでも、今後、もし英国政府がC A S Dを放棄

する等の決定を行う場合には、米国との協議に加えて、N A T O内での説明が求められるだろう。

第二に、国際的な不拡散体制を視野に入れた場合の、国内の核兵器に関する政治的ディスコースの問題がある。端的にいえば、問題となるのは、核兵器の保有を英国の国際的影響力の観点で捉える考え方である。本稿第一節で触れたように、第二次世界大戦後の英国の核兵器開発は、極めて政治的な動機で開始された面が大きい。国際的影響力のための核兵器という位置付けは、実質的には冷戦期においても次第に低下していったと思われる。それでも他方で、そのようなイメージが英国の当事者の間で、今日でも依然として根強いことは否定できない。

二〇〇六年白書を取りまとめた当時の首相のブレアは、回顧録のなかで、核抑止力更新の決定は極めて困難なものであったとしたりうえで、それでも更新を決定したのは、「最終的にそれ〔核抑止力〕を放棄することは、〔英国の〕国家としての地位のあまりにも大きな低下であると考えた (too big a downgrading of our status as a nation)」⁽⁹⁷⁾ からだと、当時の心情を吐露している。ブレア以外にも、英国の少なくない数の政治家や (元) 外交官が、英国の国際的影響力という文脈で核兵器に関する言及を行っている。例

えは保守党のアーバスノット (James Archbutnot) 下院国防特別委員長は、二〇一三年七月のロンドン市内での会合で、核兵器は「我々の国際的影響力を保証するものの一つ」であるとし、核抑止力の保持は「男の力自慢大会そのものではないが、それに近い」とまで述べている⁽⁹⁸⁾。加えて興味深いのは、「フランス・ファクター」とでもいえる要素である。欧州の核兵器国がフランスのみになることを受け入れるのは、英国にとつて心理的にもパワーポリティクスの観点でも抵抗が大きい、いわば「本能的な躊躇 (stut reluctance)」があるというのである⁽⁹⁹⁾。

核兵器保有による国際的影響力に関する、主に政治家による議論は、印象論的なものであり、多くの専門家はそうした考えを否定している⁽¹⁰⁰⁾。それでも、NPT体制の下で他国に対して核兵器の開発を思いとどまらせる不拡散政策と、自国の核兵器は国際的影響力の観点で重要だという立場とは、政策的にも道義的にも相いれないことは事実である⁽¹⁰¹⁾。国際的影響力と核兵器を結びつける英国内のディスコースが、NPTの枠外での実質的な核兵器保有国や核開発疑惑を有する諸国に対し、核兵器保有が政治的に有用であるとメッセージを発することになってしまつては、国際的にも不利益である。英国の政治的ディスコースがそれら諸国

の核政策に直接的な影響を及ぼす度合いは低いともいえるが、核兵器の正当性をめぐる国際世論の文脈においては、英国の内外で、今後さらに注意しなければならない問題である。

なお、NPTの文脈では、トライデントの更新自体が、核兵器国の核軍縮義務に反するものとして批判される⁽¹⁰²⁾ことが少なくない。そのため、英国政府も二〇〇六年白書やTARにおいて、NPTに照らしたトライデント更新自体の合法性や、それと関連して、英国の核軍縮面での取り組みを、ことさらに繰り返し説明するのである⁽¹⁰³⁾。本稿は、核軍縮の側面を対象としてこなかったが、核兵器システムの更新にあたり、同時に、核軍縮における取り組みを強調するとのいわば「二重戦略」は、核兵器保有継続の正当性を高めるために、これまでも英国が追求してきたものである⁽¹⁰⁴⁾。「核兵器なき世界」のスローガンに代表されるように、核軍縮への国際的関心が高まるなかにあつて、その両にらみのアプローチの必要性は今後さらに増すものと思われる⁽¹⁰⁵⁾。二〇一〇年SDSRは、核弾頭数、および各SSBNに搭載のミサイル数の削減方針をすでに示したが、トライデント更新の具体案に関する二〇一六年の最終決定に前後して、核軍縮分野で何らかの新たな措置が検討されることは十分

に考えられる。

おわりに

英国では、核兵器の運搬手段を更新しなければならぬ関係上、核抑止力の将来についての議論が、二〇年から三〇年おきに発生する。しかも毎回、結果としては似たような議論の繰り返しになる。今回は従来の通常のサイクルに加えて、連立政権内で、保守党と自民党の見解が対立しているという新しい要素がある。そのためこれまで以上に複雑化しているともいえるが、他方で、一方的核廃絶論は、少なくとも政治のメインストリームに関する限り、影を潜めている。その結果、本稿で見てきたように、今回の議論の焦点は、核抑止力を維持するか否かではなく、維持するための具体的方法であり、さらにTARを受けて、SSBNの建造数を四隻にするか三隻にするかに収斂した格好になっている。

冷戦後、さらには九・一一後の国際環境のなかで、冷戦期に比べても、核抑止の有用性にはより強い疑問が提起されておかしくないが、皮肉なことに、英国国内の議論の収斂度は高くなっている。その最大の背景は、国家間の大規

模な核戦争の脅威が低下したことだと思われる。そのため、核戦争の脅威を基礎としてきた核兵器廃絶論からも切迫さが失われ、政治の議題としての重要性が大きく後退したのである⁽¹⁰⁾。それでも、TARは議論の終わりではなく、始まりである。

加えて、英国におけるトライデント更新問題をめぐる検討プロセスと政策判断の結果は、幅広い国際的影響を有している。何らかの実質的な変化が生じる場合、米英関係やNATOが最も直接的な影響を受けるものの、日本を含めた他国の視点からも、効果的な最小限抑止に求められる体制・態勢、さらには核兵器をめぐる政治的ディスコースのあり方のような興味深い問題がいくつも提起されているのではないだろうか。

(1) 英国においては、抑止のための手段を意味する「抑止力 (deterrent)」、なかでも核に特化して「核抑止力 (nuclear deterrent)」との用語が使われることが多い。核抑止の手段は核兵器ということになるが、少なくとも概念上、手段としての核兵器が、抑止という目的を達成することとは自明ではない。そのため、核抑止力と呼ぶ背景には、抑止という目的を達成するものとの、目的と手段を意識的

- に強く結びつける効果がある。加えて、特に英国においては、核兵器が（実戦使用目的ではなく）抑止目的であることを強調する意味合いもある。本稿でも、英国での用語法に則り、兵器そのものに技術的な観点から言及する場合は、基本的に核抑止力という用語を使うことにする。
- (2) *Trident Alternatives Review*, HM Government, London, 16 July 2013. 以下 *TAR* とし引用。
- (3) 弾頭数を含め、英国の核戦力の推移と現状については Robert Norris and Hans Kristensen, "The British Nuclear Stockpile, 1953-2013," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 69, No. 4 (2013)。
- (4) トライデント更新問題を含む英国の今日の核政策に関する邦語文献は極めて限られるが、有用なものとして、久古聡美「英国の核政策を巡る経緯と議論—トライデント更新を中心に」『フュアレンス』(二〇一一年一月)、シモン・シンブソン「『前向き』な核兵器国—戦略的不確実性の中の英国と核兵器」防衛省防衛研究所編「主要国の核政策と二一世紀の国際秩序」平成二一年度安全保障国際シンポジウム報告書(二〇一〇年)等がある。
- (5) *The United Kingdom's Future Nuclear Deterrent: The Submarine Initial Gate Parliamentary Report*, London, May 2011.
- (6) *The Coalition: Our Programme for Government*, London, 20 May 2010, p. 15.
- (7) *Securing Britain in an Age of Austerity: The Strategic Defence and Security Review*. Presented to Parliament by the Prime Minister by Command of Her Majesty. Cm7948, October 2010, Part 3. 以下 *SDSR 2010* とし引用。
- (8) "Trident alternatives review to be published despite Mod opposition," *The Guardian* (online), 11 July 2013.
- (9) "Prime Minister Written Ministerial Statement Trident Alternatives Review," London, 16 July 2013.
- (10) *TAR*, para. 3 (Executive Summary).
- (11) "YouGov Survey Results (for House of Commons Public Administration Select Committee) - fieldwork 23-24 April 2013." (http://cdn.yougov.com/cumulus_uploads/document/dq60jxc27/YG-Archive-Public-Administration-Select-Committee-results-240413-Trident-nuclear-weapons.pdf) accessed 10 February 2014.
- (12) 一九五〇年代から一九六〇年代にかけて、航空機搭載の重力落下型の核兵器が使われていた時代、英国の核抑止力は、それを運搬する航空機の実称を「V-Bomber」と呼ばれることが多かった。しかし、厳密には航空機は

ラットフォームであり、弾道ミサイルのような弾頭そのものの運搬手段とは分類が異なる。

(92) Peter Hennessy, *Cabinets and the Bomb* (Oxford: Oxford University for the British Academy, 2007), p. 48 に引用。

(14) 優れた概観として Robert Paterson, *Britain's Strategic Deterrent: From Before the V-Bomber to Beyond Trident* (Abingdon: Routledge, 1997), chap. 1 を参照。

(95) この点については批判的分析として Nick Ritchie, *Trident and British Identity: Letting Go of Nuclear Weapons* (Bradford: Bradford Disarmament Centre, University of Bradford, September 2008); Ritchie, *A Nuclear Weapons-Free World? Britain, Trident, and the Challenges Ahead* (Basingstoke: Palgrave, 2012), chap. 5 を参照。

(91) Peter Hennessy, *Distilling the Frenzy: Writing the History of One's Own Times* (London: Biteback Publishing, 2013), p. 76.

(17) Hennessy, *Cabinets and the Bomb*, p. 343; Peter Hennessy, *The Secret State: Preparing for the Worst 1945-2010*, Second Edition (London: Penguin Books,

2010), p. 78 に引用。

(81) John Simpson, "Deterrence, Disarmament, Non-Proliferation and UK Trident: Options for the United Kingdom's Nuclear Weapons Programme," *Discussion Paper*, No. 4, BASIC Trident Commission, March 2013, p. 6.

(96) Hennessy, *Cabinets and the Bomb*, p. 343.

(88) Michael Codner, Gavin Ireland and Lee Willett, "The United Kingdom's Independent Strategic Nuclear Deterrent: Observations on the 2006 White Paper and Issues for the Parliamentary Debate," *Whitehall Report*, 1-07, RUSI, 2007, p. 12.

(92) 同様に John Baylis, *Ambiguity and Deterrence: British Nuclear Strategy 1945-1964* (Oxford: Clarendon Press, 1995); Ian Clark and Nicholas Wheeler, *The British Origins of Nuclear Strategy 1945-1955* (Oxford: Clarendon Press, 1989) を参照。

(93) 同様に Andrew O'Neil, *Asia, the US and Extended Nuclear Deterrence: Atomic Umbrellas in the Twenty-first Century* (Abingdon: Routledge, 2013) を参照。

(93) 英米核協力の諸側面については Jennifer Mackby and Paul Cornish (eds), *U.S.-UK Nuclear Cooperation after 50 Years* (Washington, D.C.: Center for Strategic and

International Studies, 2008) を参照。

- (24) *The Future United Kingdom Strategic Nuclear Deterrent Force*. Defence Open Government Document 80/23, July 1980, para. 9. 本論文の「第一中心」論の批判的評価として、Lawrence Freedman, *Britain and Nuclear Weapons* (London: Macmillan for the Royal Institute of International Affairs, 1980), pp. 127-134 参照。
- (25) Hennessy, *Distilling the Frenzy*, p. 70. ビルキントン (Kevin Tebbit) 元国防事務次官の発言として引用。また、Richie, *A Nuclear Weapons-Free World?* p. 3 を参照。
- (26) Nuclear Education Trust, *The UK's National Defence Needs and International Nuclear Disarmament Responsibilities*, Volume I: Final Report and Recommendations (London: Nuclear Education Trust, 2014), p. 6.
- (27) 簡潔な概観として、Len Scott, "Labour and the Bomb: The First 80 Years," *International Affairs*, Vol. 82, No. 4 (2006) を参照。また日本での研究として、力久昌幸「イギリス労働党の核兵器政策——一方的核軍縮運動の盛衰——一九四五年——一九九一年(一)」、(二)、『法學論叢』第一三二号第六号(一九九一年)、第一三三卷第四号(一九九三年)が参考になる。
- (28) Lawrence Freedman, "Britain: The First Ex-Nuclear Power?" *International Security*, Vol. 6, No. 2 (1981), p. 91.
- (29) William Walker, "The UK, Responsible Nuclear Sovereignty and the Disarmament Threshold," in Olav Njåstad (ed), *Nuclear Proliferation and International Order: Challenges to the Non-Proliferation Treaty* (London: Routledge, 2011), p. 204.
- (30) 以下の事情を、John Baylis and Kristan Stoddart, "Chevaline: The Hidden Programme, 1967-1982," *Journal of Strategic Studies*, Vol. 26, No. 3 (2003); Kristan Stoddart, "Maintaining the 'Moscow Criterion': British Strategic Nuclear Targeting, 1974-1979," *Journal of Strategic Studies*, Vol. 31, No. 6 (2008) を参照。
- (31) 以下の点について、例として Jeremy Stocker, *The United Kingdom and Nuclear Deterrence* (Abingdon: Routledge for IIS, 2007), chap. 3; Paterson, *Britain's Strategic Deterrent*, chap. 3 を参照。
- (32) 例として、Justin Bronk, "Britain's 'Independent' V-Bomber Force and US Nuclear Weapons, 1957-1962," *Journal of Strategic Studies*, published online 10 May 2013, p. 18 を参照。

- (16) "Alternative Approaches to the UK's Nuclear Future," Speech by Rt Hon Danny Alexander, Chief Secretary to the Treasury and Lead Minister of the Trident Alternatives Review, RUSI, London, 16 July 2013.
- (17) *TAR*, paras. 21-222
- (18) *TAR*, paras. 61-62.
- (19) *TAR*, para. 67.
- (20) "Q&A: Head of UK Nuclear Review Says Politics Did Not Affect Outcome," Global Security Newswire, 31 January 2014, <<http://www.nti.org/gsn/article/q-head-uk-nuclear-review-says-politics-did-not-affect-outcome/>> accessed 10 February 2014.
- (21) *TAR*, para. 32 (Executive Summary).
- (22) *TAR*, para. 32 (Executive Summary).
- (23) *TAR*, para. 32 (Executive Summary).
- (24) *White Paper 2006*, Executive Summary.
- (25) *SDSR 2010*, paras. 38-316.
- (26) *The Future United Kingdom Strategic Nuclear Deterrent Force*, Defence Open Government Document 80/23, July 1980.
- (27) *The United Kingdom Trident Programme*, Defence Open Government Document, 82/1, March 1982.
- Trident and the Alternatives: Modernising the United Kingdom Strategic Nuclear Deterrent Force*, Defence Open Government Document, 87/01, January 1987.
- (28) *White Paper 2006*, para. 58.
- (29) Philip Hammond, "No Time to Lower Our Guard: The Defence of This Country Means Being Ready for the Unexpected," *Daily Mail* (online), 15 July 2013.
- (30) ヲシロシニシテ Hugh Chalmers, "The Risks and Rewards of Alternative Approaches to Trident," *RUSI Analysis*, 23 July 2013 参照。
- (31) ヲシロシニシテ M. Chalmers, "Towards the UK's Nuclear Century," p. 24 参照。
- (32) *TAR*, para. 34.
- (33) たまたま、専門家の間では、従来の代替案の議論が進んでいった。よって用いられるべきとして、Malcolm Chalmers, "Continuous At-Sea Deterrence: Costs and Alternatives," *Briefing Note*, RUSI, July 2010 参照。
- (34) *TAR*, para. 313.
- (35) *TAR*, para. 336.
- (36) *TAR*, para. 32 (Executive Summary).
- (37) 例として "There is no alternative," *The Economist*, 20

- July 2013 を参照。
- (72) “Alternative Approaches to the UK’s Nuclear Future.”
- (73) *TAR*, para. 33 (Executive Summary).
- (74) “Britain Open to Attack if Trident Is Abandoned – The Letter in Full.” *Telegraph* (online), 15 July 2013 <<http://www.telegraph.co.uk/news/uknews/defence/10181317/Britain-open-to-attack-if-Trident-is-abandoned-the-letter-in-full.html>> accessed 17 July 2013. 同書簡に署名した元国防相は、ロバーソン (労働党)・リフキンズ (保守党)・リード (労働党)・フォックス (保守党)・アインズウォース (労働党) の五名。
- (75) 例として Paul Lever, “Criteria for Deterrence,” *RUSI Journal*, Vol. 156, No. 1 (2011); Hugh Chalmers, “A Disturbance in the Force: Debating Continuous At-Sea Deterrence,” *Occasional Paper*, RUSI, 2014 を参照。
- (76) H. Chalmers, “A Disturbance in the Force,” pp. 14 and 18.
- (77) M. Chalmers, “Towards the UK’s Nuclear Century,” p. 26.
- (78) H. Chalmers, “A Disturbance in the Force,” pp. 23.
- (79) *TAR*, para. 326.
- (80) *SDSR 2010*, para. 313.
- (81) “F32 Defending the Future – UK Defence in the 21st Century (Defence Policy Paper).” Liberal Democrats Conference Papers, 17 September 2013.
- (82) “Leadership sees off conference rebel’s call to axe Trident nuclear missiles.” *The Guardian* (online), 17 September 2013; “Lib Dem activists back calls for fewer Trident submarines,” *BBC News* (online), 17 September 2013.
- (83) 二〇〇六年白書のオープニング性格について Codner, Ireland and Willett, “The United Kingdom’s Independent Strategic Nuclear Deterrent,” p. 1 を参照。
- (84) 以下の民主的カウンタカウンティの観点からの分析をよむ。John Simpson and Jenny Nielsen, “The United Kingdom,” in Hans Born, Bates Gill and Heiner Hanggi (eds), *Governing the Bomb: Civilian Control and Democratic Accountability of Nuclear Weapons* (Oxford: Oxford University Press, 2010)。
- (85) Baylis and Stoddart, “Chaveline.”
- (86) Hans Kristensen and Robert Norris, “Russian Nuclear Forces, 2013,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 69, No. 3 (2013), p. 76.

- (87) 例えば、Office of the Secretary of Defense, *Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China 2013*, May 2013, p. 31; Hans Kristensen and Robert Norris, "Chinese Nuclear Forces, 2013," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 69, No. 6 (2013), p. 83 を参照。
- (88) 大枠の態勢として常時態勢がとられること、実際のミサイル発射や核兵器搭載航空機の出撃に関する即応性はレベルの異なる問題である。実際英国のトライアメントに関する「戦略防衛レビュー (SDR)」において、冷戦期の分単位の即応性の日単位への低下が言及されている ("Supporting Essay Five: Deterrence, Arms Control, and Proliferation," para. 12, *Strategic Defence Review*, Presented to Parliament by the Secretary of State for Defence by Command of Her Majesty, July 1998)。二〇〇六年白書では「通常」数日 (several days) の即応性がとられていることが、英国の核軍縮への取り組みの一部として言及されている (*White Paper 2006*, Box. 2-1)。⁹ただし、他の任務遂行中等でない限り、実際に必要が生じれば数時間、なにより短時間で発射可能と考えられている (H. Chalmers, "A Disturbance in the Force," p. 3)。
- (89) 例えば、"Panel Discussion Report: The Foreign Policy Implications of the Trident Replacement Debate, London, 13 March 2013," London, IISS, April 2013, p. 3 を参照。
- (90) "F32 Defending the Future," p. 3.
- (91) 下記の関する文言は近年変更されたことが、最新の「9S4」 *Active Engagement, Modern Defence: Strategic Concept for the Defence and Security of the Members of the North Atlantic Treaty Organization*, adopted by Heads of State and Government at the NATO Summit, Lisbon, 19-20 November 2010, para. 18⁹。
- (92) 初期のヘロセスを丹念に検証したものと比べて、Kristian Stoddart, *Losing an Empire and Finding a Role: Britain, the USA, NATO and Nuclear Weapons, 1964-70* (Basingstoke: Palgrave, 2012)。ただし、トスドマン (Anders Fogh Rasmussen) NATO 事務総長は二〇一三年四月、ヴァンガード級のBNJによる一〇〇回目のパトロールが成功裏に終了したことを受けつけ、それを評価する書簡をノモンド英国防相に送っている (同書簡全文)。⁹ "NATO Praises Royal Navy's Dedication to Delivering Security," Gov.uk (News Story), 4 April 2013, <<https://www.gov.uk/government/news/nato-praises-royal-navys-dedication-to-delivering-security>> accessed 10

- February 2014)。
- (35) 最新の文書として、"Deterrence and Defence Posture Review," NATO, Press Release (2012)063, 20 May 2012。*参照。
- (36) 同問題の概観としては、鶴岡路人「欧州戦術核問題の構図」『国際安全保障』第四〇巻第四号（二〇一三年三月）*参照。
- (37) Bruno Terrais, "Entente Nucléaire: Options for UK-French Nuclear Cooperation," *Discussion Paper*, No. 3, BASIC Trident Commission, June 2012, pp. 20-23.
- (38) Martin Smith, "British Nuclear Weapons and NATO in the Cold War and Beyond," *International Affairs*, Vol. 87, No. 6 (2011); Christopher Bowie and Alan Platt, *British Nuclear Policymaking*, R-3085-AF (Santa Monica: Rand Corporation, 1984).
- (39) Tony Blair, *A Journey* (London: Hutchinson, 2010), p. 635.
- (40) "Do Nuclear Weapons Deter?" Transcript, Chatham House, London, 9 July 2013.
- (41) Michael Quinlan, "Introduction," in Hennessy, *Cabinets and the Bomb*, p.x; Hennessy, *Distilling the Frenzy*, p. 65.
- (42) 岡本浩之 "Freedman, Britain and Nuclear Weapons," pp. 139-140; Michael Quinlan, "The Future of United Kingdom Nuclear Weapons: Shaping the Debate," *International Affairs*, Vol. 82, No. 4 (2006), pp. 634-635。*参照。
- (43) 詳細な批判的分析として、Ritchie, *A Nuclear Weapons-Free World?*, chap. 5。*参照。
- (44) *Ibid.*, chap. 8.
- (45) *White Paper 2006*, Section 2 (paras. 2.1-2.12); *TAR*, chap. 4 (paras. 4.1-4.12).
- (46) Simpson and Nielsen, "The United Kingdom," p. 82.
- (47) 初期の代表的議論として、Malcolm Chalmers, "Britain's New Nuclear Debate: A Credible Road Map for Disarmament," *RUSI Journal*, Vol. 154, No. 2 (2009)。*参照。
- (48) M. Chalmers, "Towards the UK's Nuclear Century," p. 20.